

災害援護資金の概要（現行の内容）

- (1) 内容等 災害救助法による救助の行われる災害、その他の政令で定める災害により被害を受けた世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため貸付を行う。
- (2) 根拠法令 「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和 48 年法律第 82 号）
- (3) 実施主体 市町村
- (4) 対象災害 当該市町村を含む都道府県の区域内において生じた災害で、災害救助法による救助が行われた災害
- (5) 受給者 (4) により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- (6) 貸付限度額 350 万円

ア 世帯主に概ね 1 箇月以上の負傷がある場合

- (ア) 当該負傷のみ 150 万円
- (イ) 家財 3 分の 1 以上が損害 250 万円
- (ウ) 住居が半壊 270 万円 (350 万円)
- (エ) 住居が全壊 350 万円

イ 世帯主に負傷がない場合

- (ア) 家財 3 分の 1 以上が損害 150 万円
- (イ) 住居が半壊 170 万円 (250 万円)
- (ウ) 住居が全壊 250 万円 (350 万円)

((エ) の場合を除く。)

- (エ) 住居が滅失又は流失 350 万円

※被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざる得ない場合等、特別の事情がある場合は () 内の額

- (7) 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1 人	220 万円
2 人	430 万円
3 人	620 万円
4 人	730 万円
5 人以上	1 人増すごとに 730 万円に 30 万円加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270 万円とする。	

- (8) 利率 年 3 % (据置期間中は無利子)
- (9) 据置期間 3 年 (特別の場合 5 年)
- (10) 償還期間 10 年 (据置期間を含む。)
- (11) 償還方法 年賦償還又は半年賦償還
- (12) 保証人 必要
- (13) 貸付原資負担 国 2/3 都道府県・指定都市 1/3